

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2021 年 8 月 27 日号 (No.358)

I. 全人代レベル

II. 国務院レベル

III. 中央行政部門レベル

1. 「海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易特別管理措置 (ネガティブリスト 2021 年版)」
2. 「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理規則」
3. 「市場監督管理行政処罰情報公示規定」
4. 「市場監督管理信用回復管理規則」

IV. 司法解釈等

1. 「顔認識技術を使用した個人情報の取扱に関連する民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」

V. 地方レベル

VI. その他 (意見募集稿等)

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

I. 全人代レベル

該当なし

II. 国務院レベル

該当なし

III. 中央行政部門レベル

1. 「海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易特別管理措置 (ネガティブリスト 2021 年版)」

(原文「海南自由貿易港跨境服務貿易特別管理措施 (負面清單) (2021 年版)」)

商務部令 2021 年第 3 号

商務部 2021 年 7 月 23 日公布、2021 年 8 月 26 日施行

上記ネガティブリスト (以下「本ネガティブリスト」という。) は、2021 年 6 月 10 日に施行された「海南自由貿易港法」¹17 条に基づくもので、クロスボーダーのサービス貿易分野における初のネガティブリストである。

¹ [本ニュースレターNo.355 \(2021 年 7 月 9 日発行\)](#) をご参照ください。

中国最新法令〈速報〉

(1) 本ネガティブリストの位置づけ

従前から、海南自由貿易港の外商投資に関するネガティブリストとして「市場参入ネガティブリスト」²及び「海南自由貿易港外商投資参入ネガティブリスト」³が存在するが、これらは、WTOの「サービス貿易に関する一般協定」が定義するサービス貿易の4形態(①クロスボーダー供給、②海外消費、③商業拠点の設置(=投資)、④自然人移動)⁴のうち、③商業拠点の設置(=投資)に関するものである。他方で、本ネガティブリストは、それ以外の3類型(①②④)に関する国家レベルでは初めてのネガティブリストであり、位置づけが異なる(説明二参照)⁵。

投資分野(③)	クロスボーダーのサービス貿易分野(①②④)
市場参入ネガティブリスト 海南自由貿易港外商投資参入ネガティブリスト	本ネガティブリスト

従前、中国は、クロスボーダーのサービス貿易分野(①②④)について、WTO加盟の際の議定書上一定の制限をしていた。また、地方レベルでは、クロスボーダーのサービス貿易分野に対するネガティブリストとして、上海市人民政府が、中国(上海)自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(以下「上海ネガティブリスト」という。)を制定していた⁶。本ネガティブリストは、これらよりも制限を一部緩和した。

本ネガティブリストに記載のない分野は、海南自由貿易港内において、海外のサービスやサービス提供者も内国民待遇を受ける(説明一)。

(2) 特別管理措置の概要

本ネガティブリストは、海外(原文:境外)のサービス提供者が国境を越えて海南自由貿易港内へ提供するサービスを主たる対象として(説明一)、11分類(農・林・牧畜・漁業、建設業、卸売・小売業、交通運輸・倉庫・郵便業、情報通信・ソフトウェア・ITサービス業、金融業、リース・ビジネスサービス業、科学研究・技術サービス業、教育、衛生・ソーシャルワーク、及び文化・スポーツ・娯楽業)・70項目の特別管理措置を列挙している。上海ネガティブリストの定める特別管理措置は159項目にも及んでおり、それに比べると本ネガティブリストは制限項目が半分以下であることになる。特に注目される項目のみ、下表で紹介する⁷。

² 本ニュースレターNo.344(2021年1月15日発行)をご参照ください。

³ 2021年版の当該特別ネガティブリストは、本ニュースレター発行時点では公布されていないようであるが、現行の「海南自由貿易港外商投資参入ネガティブリスト」は2020年版である。
<http://images.mofcom.gov.cn/www/202012/20201231161634730.pdf>

⁴ 日本外務省のWTOの解説 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/service.html#section2>

⁵ 国务院新聞弁公室による「海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト(2021年版)」の発表についての記者会見
<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/44687/46449/wz46451/Document/1709597/1709597.htm>

⁶ 本ニュースレターNo.291(2018年12月7日発行)をご参照ください。

⁷ このほか、上海ネガティブネガティブリストでは、中国本土内の通関申告業務は中国企業法人のみがなしう旨の制限(同19項)が存在したが、本ネガティブリストはこの制限がないため、海外の企業

中国最新法令 < 速報 >

分野	特別管理措置の概要
運輸業	➤ 海外サービス提供者は、海外船舶に開放された港で国際運輸を行う場合に限り、運輸業に従事することが可能（5 項）
金融業	➤ 海南自由貿易港に居住する海外の個人は、先物投資コンサルティングに従事する資格を申請可能（35 項） ➤ 海南自由貿易港で就業する海外の個人は、証券口座や先物口座の開設が可能（38 項）
弁護士業	➤ 海南現地の弁護士事務所が外国・香港・マカオ弁護士を招聘して法律顧問とすることが可能（41 項） ➤ 外資の弁護士事務所の海南代表機構は、海南に関わる商事の非訴訟法律サービスに従事することが可能（42 項）
市場調査業務	➤ 資格認定を受けた海外サービス提供者は、涉外調査証 ⁸ を取得すれば市場調査を実施可能（48 項）
教育	➤ 海外の個人は、海南自由貿易港内の学校等から招聘・雇用され、学士以上の学位と相応の専門等級（原文：専門職稱）や証書を有する場合には、専門業務 2 年の経験 ⁹ がなくとも、教育サービスを提供可能（58 項）

(全 70 項目)

2. 「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理規則」

(原文「市場監督管理严重违法失信名单管理办法」)

国家市場監督管理總局令第 44 号

国家市場監督管理總局 2021 年 7 月 30 日公布、2021 年 9 月 1 日施行

国家市場監督管理總局は、2021 年 7 月 30 日、市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理規則（以下「本規則」という。）を公布した。

本規則の施行により、旧国家工商行政管理總局が 2015 年に公布した「重大違法信用失墜企業名簿管理暫定規則」¹⁰（以下「暫定規則」という。）は廃止される。

本規則は、暫定規則を踏まえ、重大違法信用失墜名簿の掲載対象事由及びその基準を明確にし、法執行手続きを規範化するとともに、信用回復体制をも構築するものとなっている。

本規則の主な内容は以下のとおりである。

(1) 重大違法信用失墜名簿の掲載基準

① 掲載対象となる事由

当事者が掲載対象となる特定の法律・法規に違反（以下「対象違法行為」という）し、その違反の程度が悪質、情状が重大であり、社会に与える危害が比較的大きい場合で、市場監督管理局より比較的重い行政処罰を受けたとき、市場監督管理局は、

でも、海南自由貿易港では中国法人を設立せずに直接通関業務に従事できるようになったことも注目される。

⁸ 「涉外調査管理規則」10 条によれば、「涉外調査証」資格の申請及び許可は、国家統計局及び省、自治区、直轄市の人民政府統計機構が担当する。

⁹ 中国の WTO 加盟時の約束においては、専門業務 2 年の経験という要件が課されていた。

¹⁰ 本ニュースレター No.218（2016 年 2 月 19 日発行）をご参照ください。

中国最新法令 < 速報 >

当事者が以下の条件を満たす場合、重大違法信用失墜名簿に記載したうえ、国家企業信用情報公示システムを通じて公示し、かつ相応の管理措置を実施する（2条）。

対象違法行為は、暫定規則においては、企業によるマルチ商法（原文「传销」）の組織・計画実行、不正競争行為、虚偽公告の掲出等の違法行為が定められていた（暫定規則5条）。本規則は、これらに加えて、食品安全領域、医薬品・医療機器・化粧品領域、品質安全領域及び消費者権益保護に関連する領域等における特定の違法行為を定め、対象違法行為の範囲を拡大した（5条-10条）。

また、本規則は、市場監督管理部門が行政処罰、行政裁決等の行政決定を下した後、当事者が履行能力を有するにもかかわらず、その履行を拒絶し、又は執行を回避する等により、市場監督管理部門の信頼性に深刻な影響を及ぼした場合、重大違法信用失墜名簿に掲載されることを新たに規定した（11条）。

②掲載基準

本規則12条では、対象違法行為の程度が悪質で情状が重いこと、社会に与える危害が比較的大きいことの該当性を判断する場合、市場監督管理部門は、当事者の主観的悪意、違法行為の頻度、継続期間、処罰類型、過料・没収金の金額、製品の代金、人民・大衆の生命・健康に対する危害の度合い、財産損失及び社会的影響等の要素を総合的に考慮しなければならないとされている。但し、当事者に故意がないことを証明する証拠がある場合には、重大違法信用失墜名簿に掲載されないとされている（12条）。

(2) 法執行手続きの規範化

本規則は、市場監督管理部門が、行政処罰決定を下す際に、併せて重大違法信用失墜名簿に掲載するか否かを決定しなければならないと、掲載決定書において、掲載の理由、根拠、同名簿から削除する条件や手続き、救済措置等を明記しなければならないことを新たに規定した（13条1項）。

また、市場監督管理局は、掲載決定を下す前に、当事者に対して決定を下す理由、根拠及び当事者が法に従って享受する権利を告知しなければならないと、告知、聴聞、送達、異議の処理等の手続きは、行政処罰手続きと一括して実施しなければならないとされている（13条1項）。

他方、前記本規則11条（行政処罰決定後の履行拒絶等）に基づいて当事者を重大違法信用失墜名簿に掲載する場合、市場監督管理局は、行政処罰手続きから独立して掲載決定を下すことができ、その場合には、告知、聴聞、送達、異議の処理等の手続きは行政処罰手続きを参照し、実施しなければならないとされている（13条3項）。

(3) 信用回復体制の構築

本規則は、当事者が重大違法信用失墜名簿に掲載されてから三年経過した場合、市場監督管理部門は、その当事者を同名簿から削除し、関連情報の公示を停止し、

中国最新法令〈速報〉

関連管理措置を解除する旨を規定し、暫定規則¹¹と比べ掲載期間を短縮している（21条）。

これに加えて、本規則では、重大違法信用失墜名簿に掲載されてから一年が経過し、当事者が法定の条件を満たした場合、掲載から三年経過していなくても、市場監督管理部門に対して同名簿からの線上削除を申請することができる（16条）。

（全 26 条）

3. 「市場監督管理行政処罰情報公示規定」

（原文「市场监督管理行政处罚信息公示规定」）

国家市场监督管理总局令 第 45 号

国家市场监督管理总局 2021 年 7 月 30 日公布、2021 年 9 月 1 日施行

国家市场监督管理总局は、2021 年 7 月 30 日、市場監督管理行政処罰情報公示規定（以下「本規定」という。）を公布した。

行政処罰情報公示制度は、旧国家工商行政管理総局が公布した「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」¹²（以下「暫定規定」という。）により既に構築されているが、本規定は、暫定規定を踏まえ、行政処罰情報公示期間を短縮するとともに、級別分類処理を実施することを主な内容としている。

その概要は以下のとおりである。

（1）情報公示期間の調整及び級別分類処理

本規定は、普通手続を適用して行政処罰決定を下したことの関連情報を市場監督管理部門が記録し国家企業信用情報公示システムを通じて公示しなければならないとする（2条1項）。

行政処罰情報が公示の日から5年間を経過した以降は公示しないと定めている暫定規定と異なり（暫定規定14条）、本規定は情報公示期間を調整し、以下のとおり級別分類処理を行うこととした。

- ①警告のみを受けた行政処罰は公示しない（2条2項）。
- ②通達による批判又は比較的低い金額の過料のみを受けた旨の行政処罰情報は、公示の日から3か月が経過した場合、公示を停止する（13条1項）。
- ③そのほかの行政処罰情報については、公示の日から3年経過した場合、公示を停止する（13条1項）。

¹¹ 企業が重大違法信用失墜企業名簿に掲載された日から5年を経過し暫定規則5条に定める状況が発生しなかった場合、管轄権を有する工商行政管理部門が、その企業を重大違法信用失墜企業名簿から削除する（暫定規則9条）。

¹² 2014年8月19日に公布され、同年10月1日に施行された。暫定規定は本規定の施行により廃止される。

中国最新法令 < 速報 >

④ 法律法規により、生産経営活動が制限され、かつ業務従事制限が3年を超える場合、公示期間は実際の制限期間に従って執行する（13条3項）。

(2) 情報公示の救済手段及び繰上停止制度

本規定では、行政処罰決定が法により変更され、取り消され、違法又は無効であることを確認された場合、市場監督管理部門は3業務日以内に当該行政処罰決定の公示情報を撤回し、その理由を説明しなければならないとされている（11条）。

また、本規定は、当事者が、法定の条件を満たした場合、公示の繰上停止を申請することができることを新たに規定した（14条1項）。その期限の要求及び申請資料・手続等については、下記4の「市場監督管理信用回復管理規則」の関連規定をご参照ください。

(全19条)

4. 「市場監督管理信用回復管理規則」

(原文「市场监督管理信用修复管理办法」)

国市監信規〔2021〕3号

国家市場監督管理總局 2021年8月1日公布、2021年9月1日施行

2014年以降、「企業情報公示暫定条例」¹³等の一連の法規・規則の公布により、信用監督管理制度体制が初歩的に構築された。

このような状況の下、市場監督管理總局は、市場監督管理信用回復管理規則（以下「本規則」という。）を公布することで、現行の関連法規¹⁴に鑑み、信用回復管理の概念、条件及び手続を明確化し、統一的で規範化された信用回復管理規定を形成することとした。

本規則の主な内容は以下のとおりである。

(1) 信用回復管理の定義

本規則にいう「信用回復管理」とは、市場監督管理部門が定める手続きに従い、条件を満たす当事者に対して、経営異常名簿からの削除、個人商工業者の正常な記載状態への回復、重大違法信用失墜企業名簿からの繰上削除、又は国家企業信用情報公示システムにおける行政処罰等の関連情報の公示の繰上停止を行うこと、また、関連管理措置を解除し、信用回復情報を関連部門に共有することをいう（2条）。

¹³ 本ニュースレターNo.184（2014年9月12日発行）をご参照ください。

¹⁴ 「企業経営異常名簿管理暫定規則」、「個人商工業者年度報告暫定規則」及び新たに改正された「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理規則」、「市場監督管理行政処罰情報公示規定」を含む。

中国最新法令 < 速報 >

(2) 信用回復の条件

本規則 5 条ないし 7 条は、各種の信用回復管理における信用回復条件を定めている。例えば、本規則では、行政処罰等の関連情報の公示の繰上停止を申請するための条件として、「市場監督管理行政処罰情報公示規定」14 条 3 項に規定された行政処罰¹⁵、又は警告、通達による批判又は比較的低い金額の過料のみを受けた行政処罰以外の場合には、行政処罰情報が公示されてから 6 か月以上が経過する必要があるとされている。但し、食品、医薬品、特殊設備領域の行政処罰情報については、公示されてから 1 年間に経過する必要があるとされている（6 条）。

(3) 信用回復の手続き

本規則では、当事者が信用回復を申請する場合、信用回復申請書、信用保持承諾書、法定された義務の履行及び違法行為の是正に関連する資料等を提出しなければならないとされている。当事者は市場監督管理部門を訪問するか、又は公示システムを通じて、申請を提出することができる（8 条）。

なお、当事者は市場監督管理部門が下した信用回復に関する決定に対し、法により行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起することができる（16 条）。

（全 20 条）

IV. 司法解釈等

1. 「顔認識技術を使用した個人情報の取扱いに関連する民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」

（原文「最高人民法院关于审理使用人脸识别技术处理个人信息相关民事案件适用法律若干问题的规定」）

最高人民法院 法释〔2021〕15 号

最高人民法院 2021 年 7 月 27 日公布、2021 年 8 月 1 日施行

顔認識技術の発展に伴い、個人情報保護に関する問題・紛争が日々増加している¹⁶。当事者の正当な権利・利益を保護するため、最高人民法院は、「民法典」、「ネットワーク安全法」等の法律により確立された個人情報保護の原則を踏まえ、「顔認識技術を使用した個人情報の取扱いに関連する民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」（以下「本規定」という。）を制定した。その主な内容は以下のとおりである。

¹⁵ 当事者が生産停止・営業停止の命令、生産経営活動の実施制限、従業制限、資格等級の引き下げ、許可証書の取上げ、営業許可証の取上げ等の比較的重い行政処罰を受けた場合、公示の繰上停止を申請することができないとされている。（市場監督管理行政処罰情報公示規定 14 条 3 項）

¹⁶ この点に関連して、昨今個人情報保護法も正式に公布された（草案に関する解説は[本ニュースレター No.340（2020 年 11 月 13 日発行）](#)、[No.351（2021 年 5 月 14 日発行）](#)をご参照ください）。

中国最新法令 < 速報 >

(1) 適用範囲

本規定は、情報取扱者が法令、行政法規の規定又は当事者の合意に違反して顔認識技術を利用して顔情報を取り扱い、又は顔認識技術に基づいて生成された顔情報を取り扱ったことに起因する民事事件に適用される（1条）。

また、本規定によれば、顔情報は「民法典」上個人情報として保護される「生体識別情報」に該当し¹⁷、顔情報の「取扱い」には、顔情報の「収集、保管、使用、加工、伝送、提供および公開」が含まれるとされた（1条）。

(2) 人格権侵害となる顔情報の取扱行為の列挙

本規定2条は、自然人の人格権の侵害となる顔情報の取扱行為を列挙している。例えば、個人の同意に基づいて顔情報を取り扱う場合には、対象となっている自然人又はその法定代理人の個別の同意を取得しなければ人格権の侵害になることが明確化された（2条3号）。

なお、この個別の同意については、製品又はサービス提供を条件として取得された同意（但し、取り扱われる顔情報が当該製品又はサービスの提供に必要なものである場合を除く）や強制によって得られた同意等は、有効な同意としては扱われない旨も明確化されている（4条）。

(3) 立証責任の分担

顔情報に関して、情報取扱者に対して民事訴訟を提起する場合の立証責任について、本規定は、「主張する者が挙証する」という民事訴訟法等で規定されている立証責任の基本原則に基づきつつも、情報取扱者が対象者から同意を取得していることや情報取扱規則を公開していること等、情報取扱者の側に属する一定の事実については、情報取扱者が立証責任を負うことが規定された（6条）。

(4) フォーム約款の無効事由

本規定は、情報取扱者が自然人との間で、フォーム約款を利用して、顔情報を取り扱うことに関して無期限、取消不能、任意に譲渡可能等といった条件で権利を受ける契約を締結した場合において、当該フォーム約款の無効確認請求がなされたときは、当該フォーム約款は無効とされると規定した（11条）。

(全 16 条)

V. 地方レベル

該当なし

¹⁷ 「生体識別情報」は個人情報保護法では「機敏な個人情報」として一般的な個人情報よりも嚴重に取り扱われることが求められており、例えば、当該情報を取り扱う場合には、対象者個人が単独で同意することが必要とされている（個人情報保護法 29 条）。

中国最新法令 < 速報 >

VI. その他（意見募集稿等）

該当なし

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（253）中国の「反外国制裁法」について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.8
著者 鈴木 幹太、沈 暘

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、向師慧、崔北媿

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com